

2026年1月19日

## 輸送の安全確保に関する命令に対する改善措置報告書（要約）

新日本海フェリー株式会社

### 1. 命令の原因となった事実

船長が船員法第14条の3第2項に基づく操練を実施せず、運航管理者に対して実施した旨の虚偽の報告を行った。本件について、経営トップ、安全統括管理者、運航管理者及び船長は、関係法令及び安全管理規程の遵守が確実にできておらず、職務及び権限を適切に果たしていなかった。

### 2. 主な原因

船長の安全意識及び法令遵守への倫理観の欠如が主たる原因である。また、会社はこのような違反を把握することができなかった監督体制に不備があり、船員の意見汲み上げが不十分であったため、社内統治にも問題があった。

### 3. 命令事項に対する改善策

#### 経営トップによる改善策

##### ① 船長等へのコンプライアンス指導

経営トップは再発防止策の策定と実行に主体的に関与する。船長及び海員に対して法令遵守の重要性を再教育し、従来の海事法令教育に加えてコンプライアンス教育を導入し、倫理意識を向上させる。訪船や会議等の機会を捉えた法令遵守の啓発活動を実施する。

##### ② 操練実施計画の作成

操練実施に関しては、船長が事前に操練実施計画を立案して運航管理者に報告する体制を構築する。運航管理者は計画内容の妥当性を確認する。

##### ③ 操練・教育訓練の実施報告

月1回開催する安全推進会議において、各船で実施した操練及び教育訓練について報告し、実施月の翌月に確認するチェック機能を導入する。

##### ④ 運航計画の見直し

運航計画を見直し、全船月1回以上の停泊日を設定するなど、配船の工夫により全ての便で操練実施が可能な運航計画に改善する。

## ⑤ 監査組織の設置

監査役等で構成する独立した監査組織を設置し、操練の実施内容が法令に基づいているか客観的に監査し、結果を経営トップに報告する。

## ⑥ 風土改革

現場課題の抽出を強化するため、本社担当部門の訪船回数を増やし、得られた情報を分析して課題解消に向けた行動を取る。船長、機関長に対して年2回開催していた船機長会議を、船長と機関長に分けた上で少人数複数回開催に変更するなど、コミュニケーションの強化を図る。また、目安箱やダイレクトメールなどの内部通報窓口については、プライバシーに配慮した上で対応を社内公表することにより、制度の活性化と信頼度の向上を図る。

### 安全統括管理者による改善策

安全統括管理者は、経営トップの指示の下で改善計画を立案し、その実行を確保する。改善策を社内及び各船に明確に指示し、法令違反が行われないよう監督する。適宜操練に立ち会うなど実施状況の確認を行い、監査組織への同行を通じて状況把握に努め、課題の改善にあたる。

### 運航管理者による改善策

運航管理者は、船長と協議の上で実施すべき操練の日程及び実施内容を確認し、適宜操練に立ち会うなど実施状況の確認を行う。操練計画実施要領を策定し、円滑に操練が実行できるよう調整にあたり、監査組織への同行を通じて課題の改善に取り組む。

### 船長による改善策

船長は、操練実施計画を作成し、運航管理者と協議の上で操練実施日を決定し、確實に実施する。運航管理者への報告については、書面及び写真等を添付することにより、客観的に実施したことを証明できるものとする。

以上